

平成23年度盛岡市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 145条第 2 項の規定により，平成23年度盛岡市一般

平成 23 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	
10 教育費	6 社会教育費	歴史文化施設 整備事業	20	円 19,157,000	円 19,157,000			円
			21	1,323,424,200	431,423,000	842,800,000		49,201,200
			22	423,780,833	66,831,000	258,200,000		98,749,833
			23	27,686,967	1,995,000	18,800,000		6,891,967
			計	1,794,049,000	519,406,000	1,119,800,000		154,843,000

平成24年 9 月 4 日 提 出

会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

継続費精算報告書

実 績					比 較				
支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
19,157,000	19,157,000								
1,323,424,200	431,423,000	842,800,000		49,201,200					
423,780,729	66,831,000	258,200,000		98,749,729	104				104
27,686,967	1,995,000	18,800,000		6,891,967					
1,794,048,896	519,406,000	1,119,800,000		154,842,896	104				104

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 35 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成23年度決算による健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成23年度決算による健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	13.6	115.2

2 平成23年度盛岡市財政健全化審査意見書（別冊）

報告第 36 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度決算による資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年9月4日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成23年度決算による資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	—	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

2 平成23年度盛岡市経営健全化審査意見書（別冊）

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 7 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金 254,705円也
- 3 損害賠償の原因

平成22年 9 月 12 日盛岡市青山三丁目地内において、市道青山三丁目 2 号線を自転車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこにはまって転倒し、左手を負傷したことによる。

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 7 月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金28,224円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 5 月25日盛岡市中太田吉原地内において、市道高速道側道南 5 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋下部工その 2 工事	契約金額「185,976,000円」を 「186,901,050円」に改める。	平成24年 7 月 27 日

報告第 40 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市災害対策本部条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 7 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市災害対策本部条例の一部を改正する条例

盛岡市災害対策本部条例（昭和37年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第23条第 7 項」を「第23条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



報告第 41 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 8 月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金 141,750円也
- 3 損害賠償の原因

平成23年 1 月19日盛岡市加賀野四丁目地内において、加賀野地区活動センターの屋根からの落雪により、相手方の所有するフェンスを破損させたことによる。

報告第 42 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 9 月 4 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 8 月 20 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所  
氏名
- 2 損害賠償の額 金 332,708円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 4 月 4 日盛岡市西見前18地割地内において、強風により盛岡市立見前小学校プール附属棟の屋根が剥がれて飛び、相手方の所有するビニールハウスを損傷させたことによる。